

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.70

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2023年11月16日

【提出日】 2023年11月24日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと  
保有株券等の内訳が1%以上変動したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スリー・ディー・マトリックス
証券コード	7777
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 水本 真矢 相川 勇太
電話番号	03-5220-1801

## (2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）
-----------------------------

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,662,034
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 15,288,800
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 27,870,716
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 44,821,550
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		44,821,550
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		43,159,516

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年10月31日現在)	V	75,184,509
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		37.87
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		39.43

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2023年9月19日	株式	226,900	0.19	市場内	処分	
2023年9月20日	株式	239,100	0.20	市場内	処分	
2023年9月21日	株式	178,100	0.15	市場内	処分	

2023年9月22日	株式	133,100	0.11	市場内	処分	
2023年9月25日	株式	117,100	0.10	市場内	処分	
2023年9月26日	株式	65,800	0.06	市場内	処分	
2023年9月27日	株式	69,300	0.06	市場内	処分	
2023年9月28日	株式	74,300	0.06	市場内	処分	
2023年9月29日	株式	79,900	0.07	市場内	処分	
2023年10月2日	株式	99,200	0.08	市場内	処分	
2023年10月3日	株式	104,000	0.09	市場内	処分	
2023年10月4日	株式	230,400	0.19	市場内	処分	
2023年10月5日	株式	97,300	0.08	市場内	処分	
2023年10月6日	新株予約権証券 (第35回新株予約 権)	1,000,000	0.85	市場外	処分	新株予約 権の行使
2023年10月6日	株式	1,000,000	0.85	市場外	取得	新株予約 権の行使 による取 得(131 円)
2023年10月6日	株式	206,200	0.17	市場内	処分	
2023年10月10日	株式	296,400	0.25	市場内	処分	
2023年10月11日	株式	218,600	0.18	市場内	処分	
2023年10月12日	株式	124,600	0.11	市場内	処分	
2023年10月13日	株式	136,600	0.12	市場内	処分	
2023年10月16日	新株予約権証券 (第35回新株予約 権)	1,100,000	0.93	市場外	処分	新株予約 権の行使
2023年10月16日	株式	1,100,000	0.93	市場外	取得	新株予約 権の行使 による取 得(131 円)
2023年10月16日	株式	97,500	0.08	市場内	処分	
2023年10月17日	新株予約権付社債 券(第6回無担保転 換社債型新株予約 権付社債)	725,806	0.61	市場外	取得	転換価額 の修正に よる増加
2023年10月17日	株式	144,300	0.12	市場内	処分	
2023年10月18日	株式	108,100	0.09	市場内	処分	
2023年10月19日	株式	64,100	0.05	市場内	処分	
2023年10月20日	株式	117,900	0.10	市場内	処分	
2023年10月23日	株式	55,600	0.05	市場内	処分	

2023年10月24日	株式	88,500	0.07	市場内	処分	
2023年10月25日	株式	132,600	0.11	市場内	処分	
2023年10月26日	新株予約権証券 (第35回新株予約 権)	1,100,000	0.93	市場外	処分	新株予約 権の行使
2023年10月26日	株式	1,100,000	0.93	市場外	取得	新株予約 権の行使 による取 得(134 円)
2023年10月26日	株式	60,600	0.05	市場内	処分	
2023年10月27日	株式	82,100	0.07	市場内	処分	
2023年10月30日	株式	59,000	0.05	市場内	処分	
2023年10月31日	株式	59,100	0.05	市場内	処分	
2023年11月1日	株式	74,700	0.06	市場内	処分	
2023年11月2日	株式	117,000	0.10	市場内	処分	
2023年11月6日	株式	110,000	0.09	市場内	処分	
2023年11月7日	株式	91,600	0.08	市場内	処分	
2023年11月8日	株式	83,500	0.07	市場内	処分	
2023年11月9日	株式	114,300	0.10	市場内	処分	
2023年11月10日	株式	155,000	0.13	市場内	処分	
2023年11月13日	株式	62,500	0.05	市場内	処分	
2023年11月14日	株式	55,900	0.05	市場内	処分	
2023年11月15日	株式	96,500	0.08	市場内	処分	
2023年11月16日	新株予約権証券 (第35回新株予約 権)	1,500,000	1.27	市場外	処分	新株予約 権の行使
2023年11月16日	株式	1,500,000	1.27	市場外	取得	新株予約 権の行使 による取 得(137 円)
2023年11月16日	株式	112,100	0.09	市場内	処分	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (以下「割当先」という。)との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有する。

< 第34回、第35回及び第36回新株予約権 >

譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(第36回新株予約権について)一定の事由が発生した場合、発行者はブラック・ショールズ価格で当該新株予約権を買い取る。

< 第5回、第6回、第7回及び第8回新株予約権付社債 >

(1) 譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) (第5回、第6回及び第7回新株予約権付社債について)各転換価額修正日において一定の条件が充足された場合、原則として、割当先は、社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうち低い額に係る部分(本対象部分)を、当社普通株式に転換する。

(3) (第5回、第6回及び第7回新株予約権付社債について)各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、発行者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還する。

(4) 一定の事由が発生した場合、発行者は残存する新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は買取契約に従い算定される時価のうち高い方の金額で償還する。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	4,764,010
上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	4,764,010

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地